

News Paper



曾天間基地

日本政府は8月までに全国で28か所の空港・港湾を「特定利用空港・港湾」として指定しました。10月末から行われた日米統合軍事演習「キーン・ソード25」では、名古屋港・北九州空港・福岡空港・対馬空港・比田勝港・長崎空港・佐世保港・熊本空港・宮崎空港・鹿児島港・奄美空港・名瀬港・那覇港湾施設・中城港湾・宮古空港・平良港・新石垣空港・石垣港・与那国空港などの空港・港湾が利用された軍事演習が展開されました。民間空港・港湾を軍事利用することをなし崩し的に許しては、79年前の戦争で繰り返し行われた、こういった場所が空襲の的となった経験を忘れてしまうことになる危険があります。多くの市民の命を犠牲にしてきた歴史を決して繰り返してはなりません。

沖縄では米軍の那覇軍港を浦添市沖に移設しようとする計画が進んでいます。写真は予定地ではありませんが、沖縄の自然をこれ以上壊してまで新しく軍港を作る必要はありません。沖縄の空と沖縄の海を眺めながら、これは沖縄だけの問題ではなく全国各地で起きている問題なのだと考えていました。「いつか来た道」を再び歩むことがないように、注意深くアンテナを張りながら声を上げ続けていきましょう。



沖縄の海

もくじ

「日米地位協定」について

ジャーナリスト 布施祐仁さんに聞く…2

与野党伯仲の政治状況を選択した有権者……………4

きれいな水といのちを守る第37回全国集会報告……………6

2024年ピーススクール開催報告とこれから……………7

ハンセン病の悲劇の歴史を記憶……………8

「日米地位協定」について

ジャーナリスト 布施祐仁さんに聞く



ふせ ゆうじんさん プロフィール

1976年、東京都生まれ。ジャーナリスト。専門は外交・安全保障。

「日報隠蔽 南スーダンで自衛隊は何を見たのか」で石橋湛山記念 早稲田ジャーナリズム大賞を受賞。「従属の代償 日米軍事一体化の真実」「日米密約 裁かれない米兵犯罪」「主権なき平和国家 地位協定の国際比較からみる日本の姿」(共著)など、著書多数。

石破茂首相は、「日米対等」化を前提に日米地位協定の改定に意欲を示していますが、これは相互に集団的自衛権を行使し、お互いを軍事的に守りあう相互防衛条約にしようというものです。例えば、米国がどこかで戦争を起こせば、日本が攻撃を受けていなくても自衛隊が米国の戦争に巻き込まれかねないリスクを負っています。本来、地位協定の改定は国民の人権と安全を守るために求めているものであって、戦争に巻き込まれるリスクを高めるのでは本末転倒です。

そもそも、自民党を与党とする政権では日米地位協定の改定を実現するのは難しいと思います。なぜなら、自民党は1950年代に米国が恐れた日本の「中立化」を阻止し、日米安保体制を守るためにつくられた政党だからです。本気で地位協定を改定しようものなら米国の反発は必至で、日米安保体制が不安定になるのを何よりも恐れる自民党にできるとは思えません。

日本の政治家・官僚は、なぜ地位協定の見直しに消極的なのでしょう？

まず歴史的に振り返ると、1951年の旧日米安保条約締結を受けて、地位協定の前身である行政協定が結ばれました。日本が戦争に負け連合国の占領下に置かれた中で、米国は形式的な「主権回復」を進めました。その際に米国側が求めたのは、①主権回復後も在日米軍の駐留を続ける ②在日米軍に、占領軍と同様の行動の自由を与える一でした。この「占領軍的特権」を日本は受け入れざるを得ず、事実上の占領が継続したのです。地位協定の不平等な内容は当然独立国家にそぐわないものだったので、当時の交渉に携わっていた外務省の官僚でさえ、「早いうちに改定を」と書き残しています。

改定の最大のチャンスは、1960年の安保改定でした。日本政府は行政協定の問題点を省庁ごとに集約し、大幅な改定を米国と交渉しようとしていました。ところが、マッカーサー駐日大使に打診したところ「安保条約は米国が一方的に日本を守るためのものだから、このような改定要求は受け入れられない」として条約の片務性を理由に突っぱねられました。結局、最低限の文言の改定のみで、実質的には在日米軍の「占領軍的特権」は温存されたまま「地位協定」と名称のみ変更したのです。それ以降、改定の話一度も持ち出せないまま60年以上が過ぎてしまいました。

日米地位協定の特徴的なところは？

2008年、米国とイラク間で地位協定が結ばれました。その中身を見ると、イラク駐留米軍はイラクの法律を順守することが明記され、米軍の全ての軍事活動はイラク政府との合意の下で行うとしています。一番すごいのは、イラク国内の米軍基地を他国への攻撃の出発・中継地点にしてはならないと明記している点です。イラクと米国の関係がお互い守りあう関係かといえば、そうではありません。一方的に米国がイラクの治安を維持するために支援するという内容なので、決して双務的ではないのです。なぜイラクでの主権を確立できるような地位協定になったのかというと、イラクの強い世論とそれを反映した議会の影響力が背景にあったからです。米国も国益のためにまずは米軍駐留を優先させ、イラクに譲歩しました。地位協定で譲歩しなければ、日本に駐留できなくなるかもしれないという危機感を米国に抱かせないと改定は難しいです。これは、日本でも国民世論や国会がどれだけ声を高め

ていけるかが決定的に重要です。

日米安保と聞くと、米国が日本を一方的に守ってくれるから地位協定の内容が多少不利でも仕方ないと考える人が大多数ですが、大きな誤解です。米国政府内の文書では、在日米軍は日本防衛の役割を担っておらず、朝鮮半島や台湾、東南アジアにおける戦争の後方支援拠点として機能すると書かれているのです。つまり、日本の防衛は自衛隊が担い、在日米軍は日本の周辺地域で米国が戦争をするためのために駐留しているのが実態です。

米国は戦後処理過程において、徹頭徹尾米国の国益に沿う形で日本を「従属国化」させるのに成功しました。天皇の戦争責任を不問にし、天皇の権威を利用したコントロールも功を奏しました。日本国民は「民主化」や「経済復興」をしてくれた米国に、いつしか「日本を守ってくれる存在」というイメージを抱くようになりました。しかし、米国は自らの覇権を確立するために、日本を「反共の防波堤」として利用しようとしただけです。いつまでも米国に対して「日本を守ってくれる存在」というイメージを持ち続けるのは、国際政治の現実を無視していると思います。

仮に、日本が米国から自立するのなら自衛隊を増強し核兵器を持つべきでないかという主張を耳にします。しかし、自前で安全を確保する手段は軍事力だけではありません。一番重要なのは外交です。一国のみならず、地域の多国間外交も必要です。その実例として、ASEANは米中対立の狭間でどちらの側にもつかず、対話と協力のインド太平洋地域をめざすとの独自の外交構想を掲げて大国間の競争を克服しようとしています。

世界の流れでいうと、19世紀までは軍事力がなければ国の安全を守るのが難しい時代でした。しかし今は、強い軍事力がなくても「外交力」によって立派に国の安全を確保している国がたくさんあります。知恵を使い周辺国と協調し、地域の平和協力に努めるべきです。

一地位協定の問題を、広く社会に伝えていくために、どのようなとりくみが必要でしょうか？

一つは、日米地位協定で米軍に与えている広範な特権、治外法権は主権国家として異常なんだという事実認識を共有することです。世界中、多くの国々に米軍は駐留していますが他国の地位協定と比較してみても一目瞭然です。

二つ目は、国民が日本は米国によって守られているという「安保神話」から抜け出し、自分たちの安全や人権を守るために日米地位協定の改定を米国に求めるのは当然のことだという認識を共有することです。

三つ目は、主権意識を高めることです。「主権」と聞くと自分には縁遠いと思われるかもしれませんが、国に主権がなければ国民を守ることはできません。た

だ、かつての日本は主権意識が肥大化したあまり、侵略戦争の道へ進んでしまった過ちを犯しました。国の自立のためには健全な主権意識が必要ですが、他国の主権を侵害したり他国の人を排外主義的に取り扱うことは気を付けるべきです。

また、地位協定改定の世論が高まらない理由の一つとして、「沖縄問題」とのイメージがあります。米軍基地の約7割が沖縄県に集中しており、「基地問題」が沖縄に押し込まれている現状からですが、米軍基地は日本各地にありますし、米軍機の低空飛行訓練などは全国に及んでいます。いかに全国的な問題としていくかが重要です。

一日米地位協定の最大の問題は何とお考えですか？

昨今、PFOSと呼ばれる発がん性有害物質が米軍基地から流出して基地周辺住民の健康が脅かされている問題が沖縄だけでなく、厚木や横田、三沢、岩国など日本全国で起きています。日本政府が在日米軍の活動をコントロールできない結果、環境汚染があってもそれを止めることができていません。その結果、市民の安全、人権に脅威を与えています。

また、日米地位協定第5条は、米軍に日本国内のすべての港と空港の利用権を付与しています。仮に台湾で有事が起きて米国が介入した場合、日本の民間空港と港湾も米軍基地と同様に攻撃目標とみなされる危険があります。国際人道法における軍民分離が成立しないのです。これでは、国民の安全を守ることはできません。

これまでもこうしたリスクはありましたが、米国が戦争をしてきたのがベトナムやアフガニスタン、イラクなど日本から遠い地域だったために、実際に日本が攻撃を受けることはありませんでした。しかし、台湾や朝鮮半島など日本の目の前で戦争が起き米国が介入した場合、ほぼ確実に日本も巻き込まれるでしょう。そのリスクを直視するならば、在日米軍に広範な特権を与え、行動の自由を認めている日米地位協定は一刻も早く改定しなければなりません。

米国やG7の影響力の低下は必至で、世界の多極化は引き戻ることのない現実です。そのような流れで、ひたすら米国についていこうとする日本の姿勢は主体性のなさを表しています。激動する国際情勢で、変化に柔軟に対応しなければ生き残ることは難しいでしょう。

「長いものに巻かれる」ではなく、自らの頭で考え、自ら道を切り拓いていく。ASEANなど世界の多くの国がやっていることです。こうした主体性を取り戻せるかに、日本の未来がかかっているといっても過言ではないと思います。

与野党伯仲の政治状況を選択した有権者 ～ 新自由主義社会を終焉させ、「ぶ厚い中間層」の復活を～ フォーラム平和・人権・環境 共同代表 染裕之

変わる政治の風景、求められる野党第一党の責任

本稿を執筆している時点で、衆議院議員選挙の投票日から三週間が経とうとしています。

自民党総裁選から解散・総選挙に至るまでの狂騒は、自民党・裏金議員候補の非公認問題や比例代表との重複容認の是非と続き、選挙戦の最終盤には党勢拡大の名目で公認候補と同じ額の2000万円が、非公認候補が代表を務める支部へも交付されたことが明るみになり、今選挙戦は“自民党とカネ”をめぐる金権腐敗政治や、長く続く1強多弱の政治状況から生まれた驕りや緩みに対する審判の選挙となりました。

選挙結果についてはご承知のとおり、野党が大きく議席を増やし、自民・公明の政権与党を過半数割れに追い込むことになりました。

有権者が与野党の勢力が伯仲する政治状況を選択したことから、選挙戦後の合従連衡の駆け引きが続く、国民民主党が選挙戦で訴えた「年収の壁」は、政争の具となっています。先の通常国会で小手先の見直しで終わった政治資金規正法の再改正など、重要な課題をめぐる与野党の緊張感を伴う国会の論戦が期待されます。

野党の中でも立憲民主党は、改選前から50議席を増やし148議席を獲得する躍進を遂げ、政権与党を過半数割れに追い込む役割を担いました。メディアやネットニュースは、立憲民主党が比例代表や小選挙区の総得票数を伸ばしていないことを挙げ、議席増を評価しない向きも散見されますが、どう目を背けようとも、有権者が立憲民主党に野党第一党の議席を与えたことは紛れもない事実で、「1強多弱」と揶揄され続けた日本の政治勢力は「与野党伯仲」の構図に変化しました。その新たな政治の構図は、これまで政権与党が国会の議論を軽視し、「数の横暴」によって少数野党を封殺してきた強権政治の終焉を迎えることが期待されるものとなったのです。

衆議院選挙後の特別国会での首班指名選挙は、自民党・石破総裁と立憲民主党・野田代表による30年ぶりの決選投票となりましたが、残念ながら野党がまとまりきれず、一部野党の「84票」にも及ぶ無効票は結果的に自民党を利することとなり、第二次石破政権が発足することとなりました。国民民主党の玉木代表が「(我々が野田代表に)入れても入れなくても結果は変わらない」と発言したことは、強い虚無感を感じさせるものでしたが、とにもかくにも国会を動かす現実的な力は議席数です。与党・自民党と野党第一党の立憲民主党との議席数の差は大きく縮まり、野党第二党の日本維新の会との議席数の差

は大きく広がりました。

臨時国会が11月28日に召集されることが伝えられています。国会が開会すれば現実的に政治を動かす力が求められます。自民党政権の数を力とした横暴な国会運営ではなく、民主的に議論を尽くす丁寧な運営が求められます。多くの議席数を得た立憲民主党には野党第一党としての大きな責任も求められます。

国会を動かす現実的な力

11月8日、各派協議会で与野党に割り振る常任・特別委員長と審査会会長が決められました。常任委員長は与党が議院運営委員長など10ポストを占め、野党は予算委員長や法務委員長など7ポストに加え、憲法審査会会長を獲得しました。

委員長ポストの配分はおおむね議席数を基に決められます。当初、常任委員長は与党9委員長、野党8委員長で調整されていましたが、立憲民主党は法務委員長を獲得するために、全体のポスト数を1つ減らしたと伝えられています。その背景には法務委員会で議論する選択的夫婦別姓の議論の促進が念頭にあります。

さらに国会の「花形」と呼ばれ、首相が出席して予算案の扱いを決める予算委員長を獲得したことで、立憲民主党には大きな責任が生じることになります。与党は嫌でも野党の主張に耳を傾け、丁寧な国会運営をせざるを得なくなり、政治の風景が大きく変わる新たな政治状況に入ることになります。

常任委員会

【自民党】内閣、外務、財務金融、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、議員運営(9)

【公明党】総務(1)

【立憲民主党】法務、環境、国家基本政策、予算、懲罰(5)

【日本維新の会】安全保障(1)

【国民民主党】決算行政監視(1)

特別委員会

【自民党】災害対策・東日本大震災復興、原子力問題、知育活性化・子ども政策・デジタル社会(3)

【立憲民主党】政治改革、沖縄・北方領土、北朝鮮拉致問題(3)

【日本維新の会】消費者問題(1)

審査会

【自民党】政治倫理、情報監視

【立憲民主党】憲法

憲法審査会会長に枝野氏、「中山方式」に立ち返り

これまでの衆議院憲法審査会では、国会機能の維持というもっともらしい理由で、緊急事態条項の憲法への創設や国民権の参政権を制限する、国会議員の任期延長が改憲推進5会派から声高に主張され、「議論は出尽くした。発議に向けた作業に入るべき」と、改憲を党是とする自民党をすら煽るような発言が繰り返されてきました。

11月13日、衆議院憲法審査会が開かれ、立憲民主党の枝野元代表が互選により新会長に選出されました。衆議院選挙で改憲勢力が発議に必要な3分の2（310議席）を下回ったことを受け、自民党は早期の憲法改正を断念して立憲民主党に会長を譲り渡したと伝えられていますが、自民党は野党に下野していた2012年に自民党改憲草案を発表して党内をまとめ、政権復帰の原動力としました。「自民が弱っているときのほうが議論は進む」と、自民党重鎮が語ったという報道もあります。

枝野新会長は憲法審査会で、「公平かつ円満な審査会運営に努め、幅広い合意形成を視野に入れて、一致点を見いだすための努力を重ねる決意だ」と抱負を語りました。さらに、憲法審査会の前身である憲法調査会の初代会長を務めた自民党の故・中山太郎氏が築いた、各党が平等に意見を述べ合う「中山方式」の慣例に立ち返るべきだと訴えています。

先の大戦でアジア周辺諸国に多大な被害を与え、日本人を絶望の淵に立たせた反省から不戦を誓った日本国憲法は、私たちに希望と勇気を与えてきました。103条から成る日本国憲法の条文の約4割が人権にかかわるものです。憲法論議は静かな環境の中で、丁寧かつ冷静な議論こそ求められています。

「憲法審は活発になるが、（改憲勢力が重視する）9条改正と緊急事態条項新設の議論はストップさせる」と周囲に語る枝野新会長の憲法審査会運営の手腕に期待します。

野党も切磋琢磨する新たな局面に

今回の衆議院選挙で自民党が失墜した大きな要因となったのは、選挙戦の最終局面の10月23日に「しんぶん赤旗」が報じた、自民党本部が非公認候補が代表を務める支部に2000万円を交付したというスクープでした。共産党は小選挙区では213人の候補者を擁立し、与党や他の野党と当落を争いました。

改選前議席数から2倍以上に相当する28議席を獲得した国民民主党は、YouTubeやSNSで「手取りを増やす」「年収の壁突破」など、有権者の生活に直接影響しやすい減税や社会保険料引き下げを訴えました。報道機関の調査では関連動画の再生回数も多く、ネットの活用をめぐっては他の野党と比べても存在感を示していました。今回の衆議院選挙の争点として「政治とカネ」ももちろん重要でしたが、生活に

近く関心が高い政策へ道筋を示したことで、支持拡大に広がったことがうかがい知れます。

立憲民主党の戦略は「裏金追及」で、代表に就任した野田佳彦代表は選挙期間中に裏金問題を起こした自民党議員の選挙区を精力的に回り、政権交代の必要性を訴えました。

今回の衆議院選挙で野党が一定程度支持を上積みし、与党に対抗する議席を確保できたのは、自民党政治の終焉の始まりであると同時に、各野党が政策実現に向けて競い合う段階に入ったと言えるでしょう。これまでの巨大与党VS多弱野党の構図ではなく、野党がそれぞれの党勢拡大や政策実現の展望を描くことになったという観点では、今回の総選挙の結果は、これからの日本政治のあり方を変える、大きな分水嶺となったのかもしれない。

衆議院の常任委員会や特別委員会、審査会のいくつかの重要委員長ポストを獲得した立憲民主党は、政権を担い得る政党として市民が望む政策を実現し、政権交代を果たす大きな責任とリーダーシップが求められることになります。



自民党の慢心と墮落、求められる強い野党

これまで政治改革に対する自民党の後ろ向きの姿勢にあったのは、野党の支持率も伸びず、政権を失うことはないと楽観していたからに他なりません。強力な野党がいなかったことが、自民党が慢心し墮落した一因です。失敗すればいつでも野党に転落するという緊張感が日本の政治には必要だったのです。今後、立憲民主党の動向は政局へ大きな影響を及ぼすことになります。

「裏金問題や統一教会ばかり言っていてうんざり」「自民党の敵失による議席増に過ぎない」「自分たちが本当に政権を担う決意が乏しい」・・・よく耳にする言葉ですが、政治不信を招いた大きな責任が自民党にはあります。その責任を問い詰め、糾す責任が立憲民主党にはあります。その責任を放棄することなく、国会の論戦を通じて政権と互角に渡り合い、国民が望む政策を実現することが不可能ではないことを示せる立場を得たのです。弱肉強食の新自由主義社会を終焉させ、格差是正で「ぶ厚い中間層」を復活させるという党の理念を実現し、有権者の一票で政治は変わることを示してほしいと願います。

それが出来なければ有権者の政治不信がさらに深まることを忘れてはなりません。（そめひろゆき）

きれいな水といのちを守る第37回全国集会報告

フォーラム平和・人権・環境 市原まち子



オープニング報告

10月5日、東京文京区の全水道会館で「きれいな水といのちを守る第37回全国集会」が開かれました。今年は「きれいな水といのちを守る全国連絡会」の結成50周年を記念し、「水循環フェス」と銘打ち、講演やワークショップ、体験コーナーなどが同会館全体を使って同時並行に開かれ、子どもたちも含め大勢の参加者が、合成洗剤などの有害化学物質や水・環境をめぐる課題について考えました。

オープニングで、辻谷貴文同連絡会事務局長から「この50年の運動は市民組織と労働組合がまともに進めてきた稀有な取り組みだ。地道だが多くの成果があった。しかし、水環境はまだまだ改善されていない。みんなで楽しんで学びあう1日にしよう」との挨拶がありました。

2004年に全国連結成30周年を記念して制作されたドキュメンタリー「合成洗剤のない暮らし 水の再生 いのちの共生を」を上映した後、鈴木渉全国連事務局次長が、合成洗剤問題を中心に、これまでの活動と今後の課題について、「化学物質過敏症や香害、有機フッ素など、取り組み課題が多様化している。とりかえしのつかなくなる前に規制の強化を求めよう」と呼びかけました。

午後からはメイン会場で、水ジャーナリスト・武蔵野大学客員教授の橋本淳司さんの「水みんフラ（みんなの水インフラ）ってなんだろう」、中央大学理工学部教授の山村寛さんから「有機フッ素化合物（PFAS）と向き合うには」の2本の講演がありました。また別の会場では、「今

日からはじめる！石けん生活」、「香害って何？」、「驚異の旅×水みんフラ」の3つの参加型ワークショップの他、オリジナル石けんや水の力を知る体験コーナーでは、子どもたちの歓声が上がりました。全水道会館8Fにある「水道橋倶楽部」では、会館で溜めた雨水を使った飲み物を用意。珈琲や紅茶を試飲する人たちににぎわいました。また、販売コーナーでは石けんメーカーが集まり、石けんや関連商品、書籍が販売されました。

翌6日は第35回総会が開催されました。会場とオンラインで50人が参加し、新年度の取組みや決算・予算案などを確認しました。

辻谷事務局長が「昨日の全国集会は従来にない形で開催したが、楽しんでもらえたと思う。しかし、問題は複雑化し、いのちや生活を脅かしている。運動がより重要な段階だ」と述べ、鈴木事務局次長が取り組みの経過報告と活動方針を提案。合成洗剤をはじめ、有機フッ素化合物（PFAS）による水汚染や、化学物質過敏症、「香害」の問題などに取り組み、次世代にきれいな水環境を残す活動を進めることが確認されました。質疑で、各地の運動を交流させる機会をつくることが提起された後、議案は全て承認されました。

事務局体制では、辻谷さんが退任し、新たに全水道書記次長の川原一知さんを事務局長に選出しました。（いちほらまちこ）



水オリンピック参加の子どもたち

2024年ピーススクール開催報告とこれから

フォーラム平和・人権・環境 橋本麻由

平和フォーラムがとりくむ課題はますます増え、その困難さも増えています。さらなる組織強化に向け、若い世代に対し様々な課題を丁寧に伝えるためのとりくみとその参加機会の拡大が求められています。この間、中央団体・地方組織がそれぞれ工夫し、若い世代へのアプローチを行っています。平和フォーラムでは、そういった各組織のアプローチを横断的とりくみとするため、2018年より「ピーススクール」を開催しています。

ピーススクールでは、憲法・人権・原水禁課題を大枠にして、普段の仕事の中では触れずとも社会に存在する課題を知ってもらうことを念頭に、講座やフィールドワークにとりくんでいます。また、「ただ話を聞くだけ」ではなく、聞いたうえで「どう感じたか」を参加者同士で共有するための時間も意識的に設けています。グループワークという形で議論することを通じ、「学びの場」を超えて、「他組織との交流の場」としても活用してほしいと企画しました。

5回目の開催

2024年10月18日から20日まで、2泊3日の日程で、「平和フォーラム2024ピーススクール」を開催しました。衆議院選挙期間中の開催となり、広く参加を呼びかけることが難しい面もありましたが、全国各地から22団体30人（通しで27人、うち女性5人）が参加してくれました。

当初予定していた政治家と直接対話する機会や国会見学は変更せざるを得なかったのですが、座学・フィールドワークを組み合わせるという点は変更なく実施できました。（内容は表に記載）

職種や世代が違う4～5人ずつで6グループをつくり、講演のほか、フィールドワークとして「19日行動」への参加や「靖国神社」を見学し、問題点を学びました。最終日には、総集編として「安全保障に関する防衛力の強化」「原発推進政策」「労働組合の平和運動」をテーマに、賛成・反対に分かれてディベートを行いました。ディベートでは自分の思いとは関係なくテーマや立場が選定されたこともあり、葛藤しながら主張する姿もありました。閉校式では、お互いに感想を伝え合い、全日程が終了しました。その後、自由参加とした「戦雲」上映会にも参加がありました。

参加者がまじめに話を聞く姿に感銘を受けたためか、講師もどんどんと熱が上がっていく姿が見られました。運営側としては次年度に生かすべき反省点も多くあります。しかし、それ以上に参加者が抱えていた「難しそう」「理解できないのではないかと」いった事前のイメージから、開催後には「良かった」



というプラスの感想をいただけたことで5回目のピーススクールは成功したといえます。

期待すること

参加者の皆さんが、今回学んだことや感じたことを活かし、それぞれの職場や地域での活動に参加されることを期待しています。生活する地域や職業によって、これまで触れることがなかった課題を扱う講座もあったと思います。一見「平和」に見える社会にも問題は確実に存在しています。今回、受けた刺激を忘れずに、感じたことを広く共有してほしいと思います。そして、参加者同士の絆を深めるとともに、平和運動のこれからを担う存在として、全国各地で活躍してほしいと願います。（はしもとまゆ）



2024ピーススクール タイムスケジュール

10/18 (金)

開校式・アイスブレイク

講演Ⅰ「共に生きる社会に向けて」 山岸素子さん（移住連事務局長）

講演Ⅱ「平和主義と立憲主義」 本庄未佳さん（岩手大学准教授）

夕食交流会

10/19 (土)

講演Ⅲ「「差別」と「デマ」が社会を壊す」

安田浩一さん（ノンフィクションライター）

講演Ⅳ「私たちが主権者であるために、“新しい戦前”を憲法と考える」

染裕之（平和フォーラム代表）

講演Ⅴ（前編）「靖国問題」 内田雅敏（弁護士）

フィールドワーク 19日行動・靖国神社

講演Ⅴ（後編）「靖国問題」 内田雅敏（弁護士）

10/20 (日)

講演Ⅵ「核と人類は共存できない」 谷雅志（平和フォーラム事務局長）

ワークショップ（ディベート）

閉校式

「戦雲」自主上映会（自由参加）

(本の紹介) 『鎌田慧セレクション
—現代の記録—1 冤罪を追う』
著者: 鎌田慧 発行所: 株式会社 皓星社

9月26日、袴田事件の再審で静岡地裁は、捜査機関が証拠をねつ造したと指摘し、無罪判決を言い渡しました。最高検察庁は控訴しない方針を発表し、袴田巖さんの無罪が確定しました。しかし最高検察庁は談話を発表し、判決は「その理由中に多くの問題を含む到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容である」としましたが、事件発生から58年、「袴田さんが、結果として相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、熟慮を重ねた結果、本判決につき検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではない」と判断したことを明らかにしました。冤罪事件は権力による重大な人権侵害であり、決して許されるものではないにもかかわらず、こういった最高検察庁の姿勢からは、自分たちは決して間違っていないが長い期間かかったので勘弁してやろう、といった傲慢な姿勢が感じられます。

鎌田さんは、自身の行動によって「権力への抗議の

声」を挙げています。この本を通してその強いおもいに触れることができ、静かな熱を感じずにはいられません。冤罪になぜ関心を持つかと問われると、鎌田さんは「許されざる不正義であり、人間にたいする最大の侮辱と思う」こととあわせて、「個人の生活を犠牲にし、素知らぬ顔で成立している国家の構造を解明したいから」とも文中で述べています。

第一部では、1986年に再審で無罪になった財田川事件にかかわり、実際のインタビューや手紙のやりとりを取材して執筆したルポタージュが納められています。第二部では、袴田事件・布川事件・足利事件等の「冤罪被害者」との対談等が納められ、「裁判批判は民主主義の基礎工事」と述べられているように、権力に抗議する姿勢と人の命にかかわる問題であるというおもいを貫かれている著書となっています。

「権力への抗議の声」である静かな炎を燃やし続ける鎌田さんの熱から、私は刺激を受けずにはいられません。その熱の広がりやどう作っていくのか、今後も問い続けたいと思います。(谷 雅志)



ひやくせつふとう
百折不撓

ハンセン病の悲劇の歴史を記憶し、
国立療養所を“負の遺産”として

澄み切った秋の青空の下、珍しく穏やかな瀬戸内の海を、船は全国地区労交流会の仲間を乗せて進みました。本来であれば繁多な日常業務をしばし忘れて、片道20分程度のちょっとした船旅を楽しんでも良いのですが、これから向かう先がハンセン病国立療養所であることを思うと、澄み切った青空や遠くに見える瀬戸大橋の景観を晴れ晴れとした気持ちで眺める気にはなれませんでした。

香川県高松市で開催された『第44回全国地区労交流会』の二日目に設定されたフィールドワークで、『ハンセン病国立療養所大島青松園』を訪問する機会を得ました。高松港の北東約8kmの瀬戸内海に浮かぶ大島は、面積62haの小島です。1909年(明治42年)に施行された「らい予防法」のもとで、厚生省所管のハンセン病国立療養所「第4区療養所」として中・四国8県の連立で同年4月に病床数200床で発足、1946年(昭和21年)に「国立療養所大島青松園」と改称して今に至っています。

学校教科書でも扱われるハンセン病問題は戦後、最も深刻で罪深い最大の人権侵害問題です。多い時で約700人を数えた青松園の入所者数も今では29人となっています。すでに全員が完治し、絶対隔離策

「らい予防法」も廃止されて社会復帰できるはずですが、高齢で後遺症による身体障害をもっていることや、親戚の縁談への影響や地元知られることを恐れるなど、いまだ根強い差別や偏見にさらされ、社会復帰はわずかの人がしか実現していない現状にあります。全国13の国立ハンセン病療養所の入所者数は今年5月現在、718人で平均年齢は88.3歳となっています。国内では新しい患者が発見されることはほとんどなく、療養所の入所者は有効な治療薬が発見される以前に発病した人たちです。

気高く勇気あふれる日本国憲法の条文の約4割は人権にかかわるものです。第13条では人権を守る「行政の責務」が、第12条では「国民の不断の努力」が、そして第11条では、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利として与えられる」と謳われています。日本国憲法下で起きた差別という歴史的経緯を持つハンセン病療養所を、国家や社会構造によって展開された「悲劇の遺産」として後世に伝えることは全国的にも重要な課題となっています。

島では病気の影響で全盲となった入所者のために朝6時30分から夜まで、道が分かれている場所や大きな建物の前の道案内として、「ラインの流れ」や「乙女の祈り」の音楽が流れています。偏見や差別といった不幸な歴史を辿った瀬戸内海の小島に道案内として流れる音楽のものの悲しさは、私の胸を強く締め付けました。(染 裕之)